

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7

氏 名 株式会社大剛
代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 大熊 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 3 月 13 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 12 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃酸 (水素イオン濃度2.0以下のもの又は、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃アルカリ (水素イオン濃度12.5以上のもの又は、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤感染性廃棄物
 - ⑥廃石綿等
- 以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成13年3月13日：当初許可
平成18年3月1日：変更届（③④の限定の変更）
平成18年3月13日：更新許可
平成23年4月14日：更新許可
平成28年3月13日：更新許可
令和3年3月13日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無